

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 (2020 年) 3 月 12 日

宇部市長 久保田 后子



- 1 協議の場を設けた区域の範囲
船木地区（真名ヶ崎集落）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 2 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
個人 2 経営体
- 4 対象地区の現状
高齢者が所有している農地が多く、後継者がいない農地も少なくないが、できる範囲の農地については、農地所有者や担い手が耕作を行っている
- 5 対象地区の課題
 - ・ 中心経営体となる担い手が集落に住んでいなかったりするなど、農地の管理や集積などの調整が行いにくい
 - ・ 高齢者が多い地域であり、離農者の増加や後継者がいないなど、現在の中心経営体のみではカバーしきれない状態にある
- 6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進
- 7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針
農業用水の確保、耕作放棄地解消への取組、鳥獣被害防止対策への取組